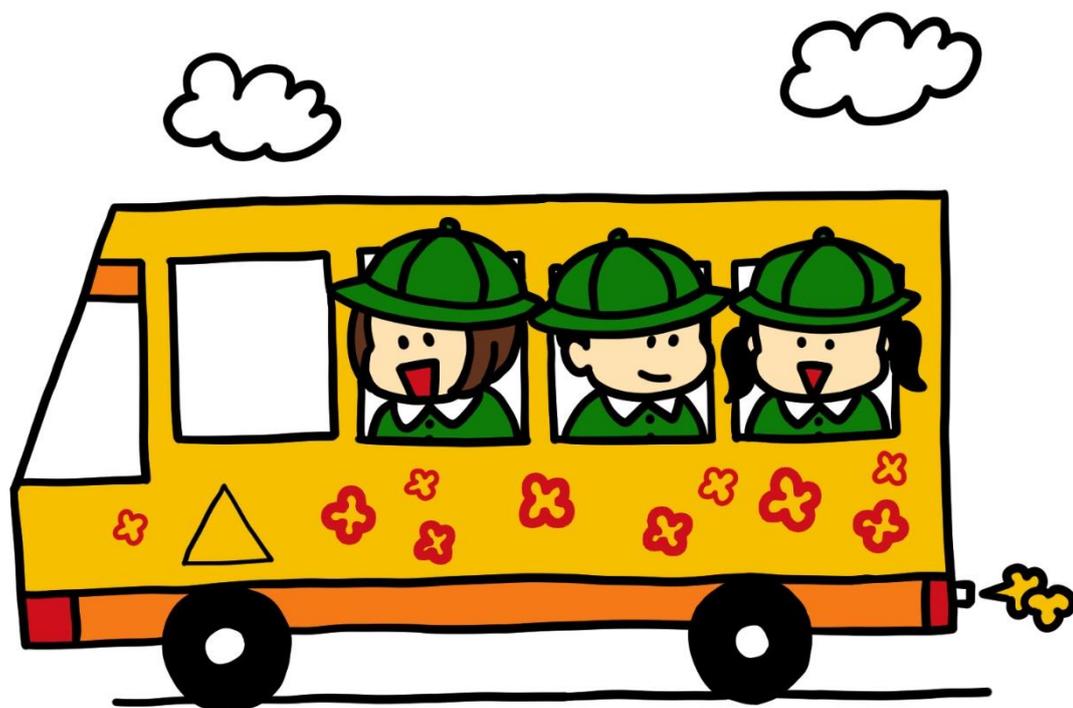


# 通園のしおり



門真市立こども発達支援センター  
通園グループ



〒571-0025 門真市大字北島546番地

TEL: (072) 883-1680

FAX: (072) 800-7300

令和7年4月改訂版



## 内容

【門真市立こども発達支援センター 通園グループは】 .....	1
【通園グループの目標】 .....	1
【通園グループの概要】 .....	1
【療育活動】 .....	1
【クラス編成】定員：一部屋最大12人.....	2
【親子療育】 ※ 令和7年度より期間を短縮しています。.....	2
【年間行事予定】（一部変更になることがあります。） .....	2
【ハビリテーションについて】 ※ 令和7年度より「訓練」という名称を「ハビリテーション」に変えています。 .....	2
【相談会】 .....	3
【発達相談】 .....	3
【音楽療法】 .....	3
【ふれあいの会】 .....	3
【保護者会】 .....	3
【保健】 .....	4
【通園にあたり準備していただくものについて】 .....	5
【装飾品（キーホルダー、飾りのついたゴム、保護者のピアスなど）について】 ..	5
【注意確認事項について】 .....	6
【沿革】 .....	7
【入園手続き】 .....	7
【費用】 .....	7
【センター全体で使用するもので入園時及び新年度にお願いしているもの】 ...	7
【幼稚園・保育園・こども園とセンターの並行通園】 .....	7
【慣らし通園期間について】 .....	7
平面図 .....	8

**【門真市立こども発達支援センター 通園グループは】**

心身の発達につまずきや遅れを持つ就学前のこどもたちが、通園する中で一人ひとりの可能性を最大限に引き出すよう早期療育を目的に児童福祉法に基づいて開設されている通園施設です。

センターは、コミュニケーション・遊び・生活習慣などの知的機能及び社会生活能力の基礎・基本を習得することを支援し、将来できる限り社会的に自立して生活していくことをめざし療育します。

また、上肢・下肢・体幹の運動機能訓練を行うとともに、社会生活能力の基礎・基本を習得することを支援し、将来できる限り社会的に自立して生活していくことを目指し療育します。

**【通園グループの目標】**

お子さんたちは

- ・ 丈夫なからだをつくろう
- ・ 自分でできることが増えるようがんばろう
- ・ 自分の要求を、からだや表情に・ことばで伝えよう
- ・ 友だちと仲良く一緒に遊ぼう

保護者さまは

- ・ 自分のこどもをしっかりと見つめ、向き合おう
- ・ 互いに手をつなぎ、助け合い励まし合おう



**【通園グループの概要】**

	親子通園	単独通園
定員	80名	
クラスと療育形態 <small>※児童数により設けないクラスがあります。</small>	こぐま・ひよこ	きりん・うさぎ・こあら・あひる ひつじ・ペンギン・ぱんだ

**【療育活動】**

	親子通園クラス	単独通園クラス
クラス名	こぐま・ひよこ	きりん・うさぎ・こあら・あひる ひつじ・ペンギン・ぱんだ
8:30	—	預かり事業
8:55	通園バス出発	通園バス出発
10:00	登園 ・朝のつどい ・課題活動(訓練も含む)	登園 ・朝のつどい ・課題活動(訓練も含む)
11:30	給食(摂食支援)	給食(食事支援、摂食支援)
12:45	お帰りのつどい	
13:00	降園	
12:45~14:15		午睡・午後の保育
14:45		お帰りのつどい
15:00		降園バス出発(1日のクラス)

※ 登園児童数などにより他クラスと合同で過ごす場合もあります。

【クラス編成】定員：一部屋最大12人

◆親子通園(家人同伴)：0歳児～2歳児

「こぐま」クラス

- ・ 入園6か月、知的
- ・ 6か月後、「ひつじ」クラスへ

「ひよこ」クラス

- ・ 入園1年、肢体



◆単独通園：2歳児～5歳児

「ひつじ」クラス ・概ね2歳児	「あひる」クラス ・概ね3歳児	「こあら」クラス ・概ね3・4歳児	「うさぎ」クラス ・概ね4歳児	「きりん」クラス ・概ね5歳児
「ばんだ」クラス ・肢体	※ 日によりクラスを合わせて一緒に過ごすことがあります。 ※ 「ひつじ」クラスの人数が多い場合、「あひる」クラスになる場合があります。 ※ クラス年齢は、その年度によって変わることがあります。			

- ・ 「ペンギン」クラスは、入園するこどもの数により、編成します。

【親子療育】 ※ 令和7年度より期間を短縮しています。

親子療育は、保護者さまも療育に参加し、一緒に遊ぶ中でこどもとの関わりを深めます。きょうだい児童の参加は、基本的には控えていただいております。

～ 親子療育で大切にしたいこと ～

- お子さんにとって→
- ・保護者さまと一緒に楽しいことをたくさん経験する
  - ・家事やきょうだい抜きに、自分だけを見てもらえる
- 保護者さまにとって→
- ・普段の療育の中でのこどもの姿を知る
  - ・保護者さまと担任の信頼関係を深める
  - ・保護者さま同士のつながりや絆を深める
  - ・保護者さまと担任が一緒になって子育てをしていく

【年間行事予定】(一部変更になることがあります。)

4月 始業式	10月 秋の遠足(クラスごと)
5月 春の遠足(バス遠足)	11月 保護者参観
6月 保護者参観	12月 クリスマス会
8月 サマーフェスティバル	2月 おたのしみ会
10月 秋のふれあいまつり(クラスごと)	3月 卒園式



【ハビリテーションについて】 ※ 令和7年度より「訓練」という名称を「ハビリテーション」に変えています。

必要に応じて(基本的には肢体不自由児が対象)理学療法・作業療法・言語療法を受けることができます。ハビリテーションは、すべて医師の指示書に基づいて実施します。

各ハビリテーションは、整形外科の診察で必要性和実施頻度を決定します。

・理学療法(PT)

運動機能の発達に障がいや遅れのあるお子さんに対して行います。

一人ひとりの発達に応じて、必要な能力の改善・向上・獲得に向けて援助します。

- 作業療法 (OT)

手指の操作能力の向上・感覚をうまく調整して場面に適応する力・食事や着替えなど、身の周りの動作の獲得に向けて遊びを通じて援助を行います。

- 言語療法 (ST)

食べること(かむ・のみこむ)を通じて、発声・発語の基礎となる口腔の運動機能(口唇や舌の動き)を育てていきます。また、ことばの発達を促すための取り組みや、ことばの遅れ・発音の心配についての相談も受けています。

\* 各ハビリテーションは、原則として保護者同伴で受けてください。きょうだい児童の付き添いはお断りしています。

- 外来ハビリテーション

センターに在籍していない市内在住の小学校3年生以下のこどもに対し、外来ハビリテーションを行っています。

### 【相談会】

作業療法・言語療法を受けていないこどもに対して、行っています。こどもがいろいろな人たち(こどもたち・お母さん・お父さん・担任の先生など)と楽しく適切に関われるよう支援することを目的に、個別にこどもの姿を見ながら、作業療法士(OT)・言語聴覚士(ST)が、相談を受けます。担当者から日時をお伝えします。

### 【発達相談】

半年程度に1回、心理士による発達検査などを通じて、お子さんの発達の様子を保護者さまと一緒に確認します。お家での様子やこれまでの育ちをうかがいながら、生活の中で育ってきている発達の力を保護者さまとともに確認し、進路や子育ての見通しを考えていく場の一つとしています。相談内容は担任や訓練士にも伝え、センター療育に活かしていきます。

### 【音楽療法】

音楽療法は音楽を教えるのではなく、音楽療法士が「もともと人間に備わっている音楽的能力を利用し、音楽を使ってこどものやる気を引き出し、音楽の中でコミュニケーションをとることで、他者との共感や発達を促していきます。感覚的なコミュニケーションができる音楽はこどもたちにも容易に受け入れられ、また音楽を伴った成功体験によって自身・達成感を積み重ねることができます。

保護者さまと音楽療法士が面談を実施し、支援方法について検討し支援計画書を作成します。

希望された方が対象になりますので、受ける順番は随時お知らせします。

### 【ふれあいの会】

保護者さまのニーズに応えながら見学会や講演会をセンター主催しています。全ての保護者さまが対象です。講演会は、全体親子療育日の午後に実施しますので、基本的に参加をお願いします。見学会は、見学先と調整し実施しますので、実施できない場合もあります。

### 【保護者会】

保護者会は平成26年から保護者の皆さまが主体となって運営されており、◎日常の療育活動や行事へのご協力、◎保護者同士の交流・情報共有、◎新たに利用されるご家庭へのサポートといった大切な役割

を担ってくださっています。

保護者の皆さまの温かなつながりと支え合いの姿勢は、センターにとっても大変心強く、これからも大切にしていきたいものと考えております。

## 【保健】

### ◆ 診察会・健診

嘱託医による定期的な診察・指導を行っています。

保護者同伴で受けていただきます。(眼科健診を除く)

### ◆ 年間保健行事予定(状況により実施しない。又は時期を変更する場合があります。)

- ・ 5月 尿検査
- ・ 9月 歯科検診
- ・ 11月 眼科健診 / 尿検査(2回目)
- ・ 2月 予防接種調査票

### ◆ 月間予定

- ・ 発育計測(身長・体重)

### ◆ 診察会(健診)(並行通園児童は、回数が異なる場合があります。)

- ・ 小児科(小児神経)…………… 年2回
  - ・ 精神科…………… 年2回
  - ・ 整形外科…………… 訓練の指示がある方
- ※ 日程については、随時クラスだより等にてお知らせします。小児科又は精神科のどちらかになります。
- ※ 保護者同伴で受けていただきますので、不都合な点があれば早めに担任までご連絡ください。

### ◆ 体調について

- ・ いつもと変りないか(例えば顔色・食欲・機嫌)よく観察しましょう。
- ・ 毎朝体温を測り、排便があったかをおたより帳に記入してください。  
一般的にこどもの発熱といわれる37.5度以上の場合は、お休みしてください。  
また、当日朝に発熱が無くても、前日や前夜に高い熱が出たり、座薬を使った場合、いつもと違うなと感じた場合は、センターを休んでください。(解熱して24時間経過してからの登園となります。)
- ・ 次のような状態のときは、早退をお願いしています。
  - ① 37.5度以上の熱がある
  - ② 食欲が無かったり、何回か嘔吐したり、下痢をしている。
  - ③ 感染力の強い急性感染症にかかっている疑いがある
  - ④ ぐったりして、安静にする必要がある
  - ⑤ すぐに医療機関にかかって治療する必要がある
  - ⑥ 咳・鼻水等がひどく、原因が感染症の可能性がある場合



### ◆ 感染について

- ・ 集団生活の場では感染症にかかると集団感染するおそれがありますので、完治するまでセンターを休んでください。

- ・また、本人が感染症にかかった時はすぐにセンターまでご連絡ください。  
病気が治ったら「意見書」を病院で記入してもらい登園時に提出してください。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、別にルールを設定しております。

◆ 薬について

- ・センターでは原則、与薬を行いません。

◆ 医療的ケアについて

- ・在宅医療を必要とするお子さんに対し、主治医・内科嘱託医との連携を持ちながら日常的ケアをしています。詳しくはセンターにご相談ください。

【通園にあたり準備していただくものについて】

- ◆ 通園カバン（リュック）、エプロン、おしぼり、おしぼり入れ、手拭きタオル（ひも付き）、汚れ物袋、服、上靴、布団、必要な方はマスクなど
  - ※ クラスやこどもの状況により異なります。詳細は、契約時及び年度ごとにご説明いたします。また、年度途中に変更する場合があります。
  - ※ クラスによりカラー帽子の購入をお願いしています。
  - ※ 並行通園される場合、毎日持ち帰るもの以外は、園とセンターでそれぞれ用意をしてください。

【装飾品（キーホルダー、飾りのついたゴム、保護者のピアスなど）について】

- ◆ 療育中やバスの車中の安全確保のため、誤ってお子さんが触りケガをする可能性や紛失の可能性のある装飾品は、カバンや身に付けてこないようお願いしています。  
詳細は、担任にご確認ください。  
(例) キーホルダー、飾りのついたゴム、ピアス、イヤリング、ブレスレット、ネックレス、ネイルチップ

- ・ おがーるシステムは、保育士の日々の業務負担の軽減を目的して、自治体と大学との共同研究により開発されたものです。
- ・ システム名の由来となっています「おがーる」とは、北日本の言葉で「成長する・大きくなる」と言う意味があります。こども達の健やかな成長を願いがこもっています。
- ・ おがーるシステムでは、登降園管理、バス運行管理、保護者さまとセンターの連絡などに活用したいと考えています。



## 【注意確認事項について】

### ◆ 通園バスについて

- ・バス停には、定刻までに必ず来て、乗車を待ってください。ご協力をお願いします。
  - ※ おがーるシステム (ICT) でバスの運行状況を知ることができます。
- ・バス停以外の場所では、危険防止や他の交通の妨げになるため乗降はできません。
- ・バス車内では飲食できません。
- ・親子で通園バスに乗った時は、着席後必ずシートベルトをつけてください。
- ・バスに乗らない時は、午前8時40分から8時55分までに連絡をしてください。
- ・児童に関する理由で、バス停の変更が必要な場合は、事前に担任へ理由とともに申し出てください。
- ・送迎者の変更は、事前に連絡をお願いします。(中学生以上)
- ・送迎時には、必ず「保護者証」を提示してください。

### ◆ 欠席・遅刻・早退・親子療育日の単独通園について

- ・欠席・遅刻・早退・親子療育日の単独通園については、前日および当日のバス発車まで(午前8時40分から8時55分まで)に理由を連絡してください。
- ・遅刻される場合は、11時30分までに登園してください。
- ・早退は、日課の区切りの良い時間帯に、保護者さまが迎えに来てください。
  - ※ 11時30分・12時30分から50分・14時15分以降
- ・児童に関する理由で、13時のお昼帰りバスでの降園を希望される場合は、事前に担任へ理由とともに申し出てください。保護者さまのみの利用は基本的にできません。
  - ※ こぐまクラス、ひよこクラスの運行を優先します。

### ◆ センター内での体調変化・ケガ等について

- ・センター長の判断で対応します。
  - ※ ただし、朝に37.5度以上ある時は、休ませてください。
- ・体調の変化が出た時は、家庭へ連絡を取ります。お迎えに来ていただくか、職員が付き添ってバス停まで送ります。そのためお子さんがセンターに通園している時間帯は、必ず連絡が取れるようにしてください。
- ・病院での処置や検査の必要と認めるケガをした場合等は、病院を受診しますので、保護者の方は健康保険証をご持参ください。
  - ※ 連絡が前後する場合があります。

### ◆ 臨時休園について

- ・午前8時現在、門真市に「大雨警報」または「暴風警報」が発令されている時は、休園となります。
- ・台風以外でも気象状況により、通園バスの運行ができないと判断する時は、午前9時までに連絡をします。また、気象状況や災害状況等により、登園後に休園となる場合があります。
- ・気象状況以外にも、必要な場合は、休園する場合があります。

### ◆ 保護者から連絡する場合

- ・次の電話番号へご連絡ください。  
072-883-1680 <午後5時30分以降は原則、翌営業日におかけ直しいただいております>
- ・おがーるシステム (ICT) の保護者連絡ツールを使って、当日の午前8時までをお願いします。

## 【沿革】

昭和45年	9月	市立肢体不自由児訓練センター	開設
//	12月	市立「幼児教室」	開設
昭和50年	4月	くすのきさつき園	着工
//	8月	//	竣工
//	9月	//	開設
平成26年	4月	こども発達支援センター	移転開設
令和 6年	4月	指定管理者制度導入	開始

※ 指定管理者:門真市立こども発達支援センター共同事業体

代表法人 社会福祉法人晋栄福社会

構成団体 社会福祉法人治栄会、社会福祉法人愛光会

## 【入園手続き】

入園の際は、通所受給者証が必要となります。門真市障がい福祉課に申請後、面談が行われ、通所受給者証が発行されます。

通所受給者証がお手元に届きましたら、保護者さまとセンターとの間で契約を結びます。

なお、肢体不自由児のお子さんの場合は、センターの嘱託整形外科医の診断が必要です。

## 【費用】

門真市障がい福祉課において、保護者さまの所得に応じて階層区分がされ、利用料として一日単位に通園された日数を掛けた金額を負担していただきます。(利用料は、国基準の改定により見直しする場合があります。)

なお、4月1日時点で3歳児～5歳児は無償化の対象となっていますので、利用料の自己負担はありません。また、給食費については、実費をいただきます。

※ 支払は、ゆうちょ銀行からの口座振替(自動引き落とし)になります。ご理解ご協力をお願いします。

※ 診察会、相談会、訓練、音楽療法、発達相談のみ出席された場合も、1日の利用となります。  
(受給者証の日数や他の児童発達支援事業所を利用されている場合はご注意ください。)

## 【センター全体で使用するもので入園時及び新年度にお願いしているもの】

ティッシュペーパー:4箱      ぞうきん(新しいもの):2枚

ビニール袋(32cm×38cm、50枚入り):2袋

持ち手のついたビニール袋(縦55cm以上のもの)20枚以上:2袋

※ 年度によって変更がありますお願いします。

## 【幼稚園・保育園・こども園とセンターの並行通園】

曜日固定で週2日以上はセンターに通園いただきます。詳しくは、担任にご相談ください。

## 【慣らし通園期間について】

慣らし通園期間は、クラス、年齢、集団の経験などにより異なります。詳しくは、担任までご確認ください。





